

みやしろ健康福祉プラン —障がい者編—

第6期宮代町障がい福祉計画
第2期宮代町障がい児福祉計画

【令和3年度～令和5年度】

令和3年3月
宮代町

あいさつ

近年、わが国の障がい者政策は大きく変化し、法律や制度の整備とともに福祉、保健、医療、教育、労働等の各分野において、共生社会の実現に向けた取り組みが始まっています。しかしその一方で、依然として日常生活の不便さ困難さの解消、さらには、発達障がいや高次脳機能障がいなど様々な障壁や障がいへの積極的な対応が求められています。

当町においては、平成30年3月に『みやしろ健康福祉プランー障がい者編ー 第5期障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画』を策定し、「このまちで ともに生きる あなたらしく 私らしく」を基本理念として、障がいのあるなしに関わらず自分らしく暮らすことのできる地域社会の構築に向けた取り組みを進めてきました。

今回、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定にあたっては、国の制度等の動向や当町の課題を踏まえるとともに、今後の障害福祉サービスの必要量を計画的に確保し、安定して提供していくための計画としました。

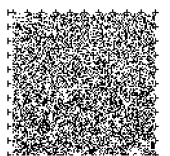
今後も、障がいのある人が地域で安心して暮らし続けられるよう、本計画に沿って障害福祉サービスや地域生活支援事業等による支援を行い、障がいのある人もない人も、当町に住むすべての人がその人らしい生き方ができるよう取り組んでまいりますので、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました皆様に心から感謝を申し上げます。



令和3年3月

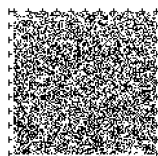
宮代町長 新井 康之



目次

第1章

1. 計画策定の目的・概要.....	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	2
(3) 計画の期間.....	2
(4) 計画の策定体制と方法.....	3
(5) 計画の進行管理.....	3
(6) 計画の特徴.....	4
2. 近年の障がい者福祉に係る国・県の動向.....	5
(1) 障がい者福祉の状況.....	5
(2) これまでの経過.....	6
(3) 埼玉県障害者支援計画の見直しについて.....	7
(4) 障がい福祉計画の成果目標について.....	9
3. 障がい者等の状況.....	11
(1) 人口・世帯の状況.....	11
(2) 障がい者の状況.....	12

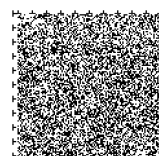


第2章

1. 目標値の設定と計画の体系	19
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	19
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	20
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	21
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	22
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	24
(6) 相談支援体制の充実・強化等（新規）	26
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築（新規）	27
2. 計画の体系	28
3. 障害福祉サービス	30
(1) 訪問系サービス	30
(2) 日中活動系サービス	30
(3) 居住系サービス	34
(4) 指定相談支援	35
4. 障害児福祉サービス	36
(1) 障害児通所支援	36
(2) 障害児入所支援	38
(3) 障害児相談支援	39
5. 地域生活支援事業	40
(1) 必須事業	40
(2) 任意事業	46

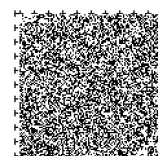
第3章

1. 例規	49
(1) みやしろ健康福祉事業運営委員会条例	49
(2) みやしろ健康福祉プラン策定委員会設置規程	51
2. 委員名簿	53
(1) みやしろ健康福祉事業運営委員会委員	53
3. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定経過	54



第1章

総論



1. 計画策定の目的・概要

(1) 計画策定の趣旨

基本目標

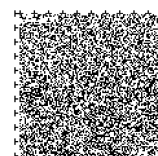
このまちで ともに生きる あなたらしく わたしらしく

宮代町では平成 30 年に「みやしろ健康福祉プラン ―障がい者編―（第5期障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）」を策定し、「このまちで ともに生きる あなたらしく わたしらしく」を基本理念に、障がいのあるなしに関わらず、自分らしく暮らすことのできる地域社会の推進に力をいれてきました。

一方、近年の障がい者福祉分野では、障害者差別解消法における合理的配慮の実施や障害者文化芸術推進法に基づく文化芸術振興の推進など、新しい流れに対する具体的な取り組みの検討も必要になります。

こうした国の制度等を十分に踏まえながら、障がいのある人を地域で包み込み、共に生きる社会“共生社会”の指針となる計画の策定を行っていく必要があります。

このたび、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画が令和2年度で終了することから、これまでの宮代町の取り組みや新たな国の障がい者福祉の動向を踏まえ、宮代町におけるさらなる障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「みやしろ健康福祉プラン ―障がい者編―（第6期宮代町障がい福祉計画・第2期宮代町障がい児福祉計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。



(2) 計画の位置づけ

本計画は、改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法に基づく、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の種類ごとに必要なサービス量の見込みを示す計画です。

なお、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、一体的に策定できるものとされています。

①第6期障がい福祉計画

【改正障害者総合支援法（平成17年法律第123号）】

第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

②第2期障がい児福祉計画

【児童福祉法（昭和22年法律第164号）】

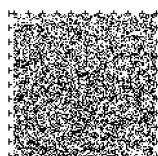
第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。なお、現在進行中の「第5期宮代町障がい者基本計画」とは内容の整合性を十分図りながら策定します。また、国の方針等に従い、計画期間中に見直しを行う可能性もあります。

	平成30 2018	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023
障がい者基本計画	第5期計画（進行中）					
障がい福祉計画	第5期計画			第6期計画（本計画）		
障がい児福祉計画	第1期計画			第2期計画（本計画）		



(4) 計画の策定体制と方法

①みやしろ健康福祉事業運営委員会

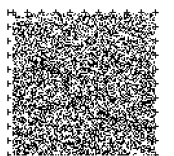
障がいのある人をはじめ、広く住民のニーズや民間事業所、関係機関の実情等を本計画に的確に反映させ、計画策定の過程を開かれたものとするために公募による住民の代表者や幅広い関係機関が参画する「みやしろ健康福祉事業運営委員会」において計画内容の協議を行いました。

②みやしろ健康福祉プラン策定委員会

庁内においては、各課の施策の連携を図るため、みやしろ健康福祉プラン策定委員会にて検討しました。

(5) 計画の進行管理

計画の進行にあたっては、「みやしろ健康福祉事業運営委員会」と協働し、重点事業を中心に施策・事業の進捗実施状況の点検・評価を行い、計画の適切な進行管理を行うとともに、その結果を今後の計画推進に反映していきます。



(6) 計画の特徴

①地域社会全体で障がいのある人を支える活動に取り組むための計画

本計画は、町の保健福祉行政指針としての役割はもとより、行政と住民が協力して、支援の必要な障がいのある人を支えるとともに、障がいのある人自らが地域において自立した生活を営み、積極的に社会参加するための指針としての役割をもっています。

また、障がいのある人をはじめとした住民、関係団体、社会福祉事業者等については、共通の理念に基づいてそれぞれが主体的に活動を発展させていくことを期待するものです。

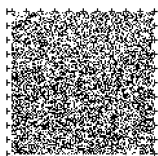
②目標達成度による評価（重点的な事業の設定）

計画の実行性を高め、効果的な事業を推進する観点から、実施事業の有効性を評価しながら、次の事業展開を図るための進行管理を行います。

特に、重点的に取り組む事業においては、年度ごとに取り組みの方針と時期を設定しました。

③地域福祉の推進を展望した計画

本計画は、地域における福祉増進のための総合的な共通基盤となる「地域福祉計画」との整合を図った計画です。



2 近年の障がい者福祉に係る国・県の動向

(1) 障がい者福祉の状況

①障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月施行）

全ての国民が、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止を位置づけています。

②成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（平成 28 年 5 月施行）

認知症や知的障がい、その他精神上の障がいのある人の財産管理や日常生活を支える成年後見制度の利用を促進すべく、地域の需要に応じた成年後見制度の利用促進、利用に関する体制整備、成年後見制度利用促進基本計画の策定等が示されています。

③障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行（平成 30 年 6 月施行）

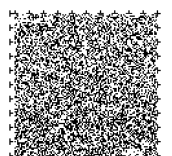
障がいのある人が文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる場の環境整備や機会提供、一般市民との交流による理解促進等が目的として掲げられ、文化芸術鑑賞機会の提供や交流の促進が位置づけられています。

④障害者基本計画（第 4 次）の策定（平成 30～令和 4 年）

「共生社会の実現に向け、障がいのある人が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」することを基本理念に、「当事者本位の総合的・分野横断的な支援」「障がいのある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障がい特性等に配慮したきめ細かい支援」「『命の大切さ』等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取り組みの推進」等を掲げています。

⑤持続可能な開発目標（SDGs）の採択

「誰ひとり取り残さない」ことを理念として掲げており、平成 27 年に「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、差別解消・インクルーシブ教育・障がい者の雇用が挙げられ、令和 12 年までの国際目標となりました。



(2) これまでの経過

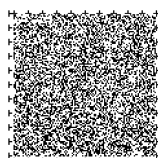
国においては、平成 30 年に「障害者権利条約」批准後初めての基本計画となる「障害者基本計画（第4次）」が策定され、共生社会の実現に向けた、障がいのある人の自立と社会参加の支援等の施策の推進が図られています。

法整備面では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定のほか、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」が成立しています。また、オリンピック・パラリンピック競技大会の自国開催による、障がいのある人の社会参加に向けた機運が高まっています。

埼玉県においては、平成 30 年度から平成 32 年度までを計画期間とする「第5期埼玉県障害者支援計画」が施行され、障がいのある人の自立と社会参加を支援し、障がいのある人が社会の構成員として、障がいのない人と分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活躍できる社会=「共生社会」の実現を目標としています。

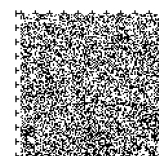
■国及び埼玉県の動向

年	国の動向	埼玉県の動向
平成 26 年	○障害者権利条約 批准	
平成 28 年	○障害者差別解消法 施行 →障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮提供の促進 ○[改正]障害者雇用促進法 施行 →障がいのある方に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決の援助	○障害のある人もない人も全ての人 が安心して暮らしていける共生社会 づくり条例 施行 ○埼玉県手話言語条例 施行
平成 30 年	○障害者基本計画（第4次）開始 ・当事者本位の総合的・分野横断的な支援 ・障がいのある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援 ・障がい者団体や経済団体とも連携した社会全体における取り組みの推進 ・社会全体における「心のバリアフリー」の取り組みの推進 ○障害者文化芸術推進法 成立	○第5期埼玉県障害者支援計画 ・医療的ケア児への支援など障がい児施策の充実 ・虐待の禁止、予防及び早期発見のための体制整備 ・手話が使いやすい社会となるような環境づくり ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に障がいのある人への理解を深め、社会参加を促進する
平成 31 年	○障害者文化芸術推進計画 開始 ・地方公共団体に計画策定が努力義務化	
令和 3 年		○第6期埼玉県障害者支援計画（第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画）開始予定

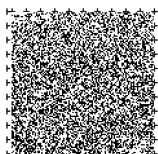


(3) 埼玉県障害者支援計画の見直しについて

見直しのポイント	
①	地域における生活の維持及び継続の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。 ・重度の障がいのある人への支援を可能とする日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討。
②	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数等を成果目標に追加する。 ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む。
③	相談支援体制の充実・強化等 <ul style="list-style-type: none"> ・更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取り組みを着実に進めていく観点から成果目標を設定。
④	障がい福祉人材の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくため、それを担う人材を確保していく必要があることを、基本指針に盛り込む。
⑤	福祉施設から一般就労への移行等 <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる。 ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障がいのある人が安心して働き続けられる環境整備を進める。 ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。
⑥	発達障がい者等支援の一層の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実を図る。 ・発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。
⑦	障がい者の社会参加を支える取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・(障がい者による文化芸術活動の推進) 国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障がいのある方による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む。 ・法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進する。
⑧	「地域共生社会」の実現に向けた取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・「相談支援」「参加支援(社会とのつながりや参加の支援)」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。



⑨	障害児通所支援等の地域支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> • 難聴障がい児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。 • 児童発達支援センターや障がい児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。 • 障がい児入所支援における 18 歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む。 • 自治体における重症心身障がい児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する。
⑩	障害福祉サービス等の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> • 多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実、適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取り組みについて、基本指針に盛り込む。



(4) 障がい福祉計画の成果目標について

①施設入所者の地域生活への移行

成果目標	令和5年度目標
地域移行者数	令和元年度末施設入所者の6%以上
施設入所者数	令和元年度末の1.6%以上削減

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

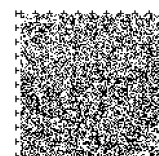
成果目標	令和5年度目標
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日以上（平成30年時点の上位10%の都道府県の水準） <u>(新)</u>
精神病床の1年以上入院患者数	10.6万人～12.3万人に （H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減）
退院率	3か月後69%以上、6か月後86%以上、1年後92%以上 （平成30年時点の上位10%の都道府県の水準）

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

成果目標	令和5年度目標
地域生活支援拠点の充実	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④福祉施設から一般就労への移行等

成果目標	令和5年度目標
一般就労への移行者数	令和元年度の1.27倍 うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍 <u>(新)</u>
就労定着支援事業利用者	一般就労移行者のうち、7割以上の利用 <u>(新)</u>
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所	7割以上 <u>(新)</u>



⑤障がい児支援の提供体制の整備等

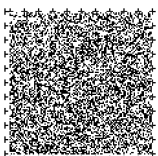
成果目標	令和5年度目標
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置 (市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない)
	保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 (市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない)
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(各都道府県) (新)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所確保(市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 (一部新) (市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない)

⑥相談支援体制の充実・強化等 **【新規項目】**

令和5年度目標
各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦障害福祉サービス等の質の向上 **【新規項目】**

令和5年度目標
各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築



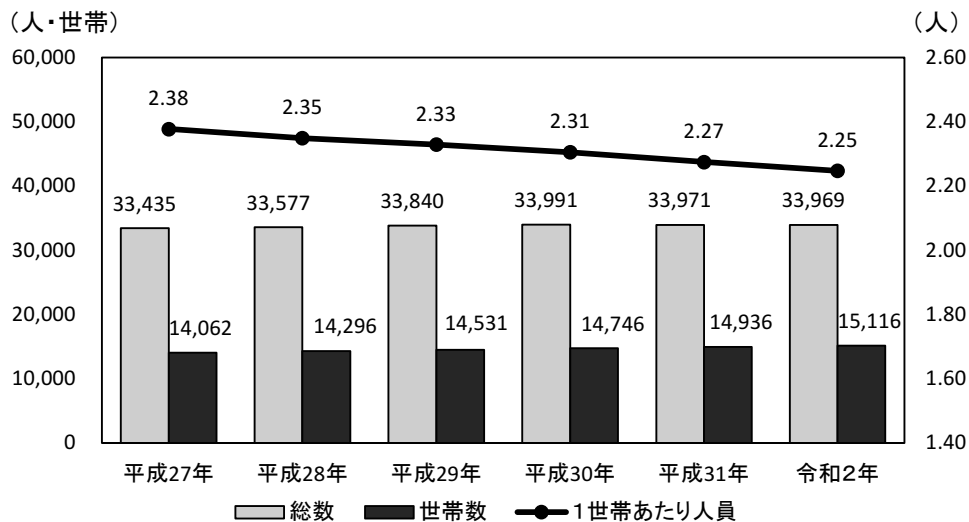
3. 障がい者等の状況

(1) 人口・世帯の状況

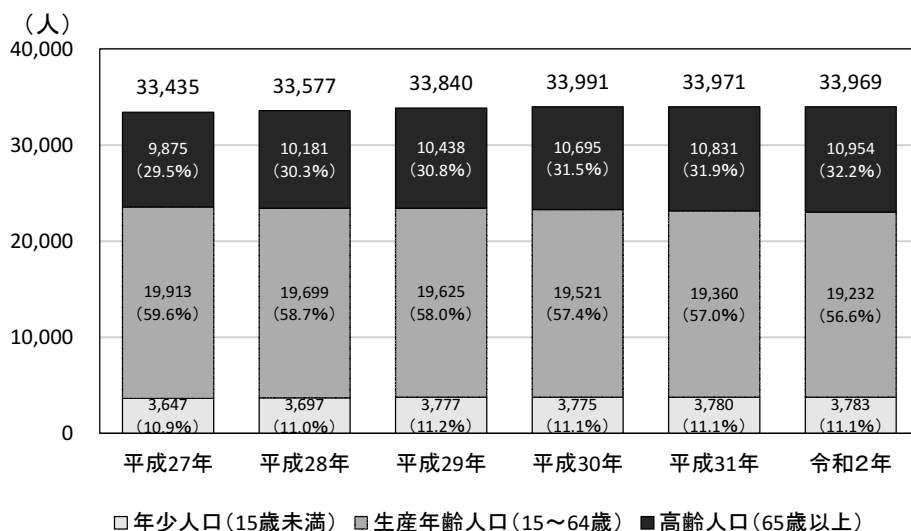
宮代町の総人口については、平成30年まで上昇傾向にありましたが、平成31年から減少に転じており、令和2年の総人口は33,969人となっています。世帯数は増加している一方、1世帯あたり人員は減少を続けており、単身世帯の増加や核家族化の進行が予想されます。

年齢3区分別人口についてみると、生産年齢人口（15～64歳）が毎年減少している一方、高齢人口（65歳以上）が増加しており、令和2年の高齢化率は32.2%となっています。年少人口は平成29年まで上昇傾向にありましたが、平成30年に減少に転じ、以降は横ばいで推移しています。

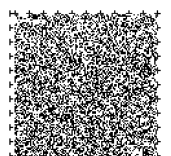
人口・世帯数の推移



年齢3区分別人口の推移



資料：統計みやしろ（4月1日時点）

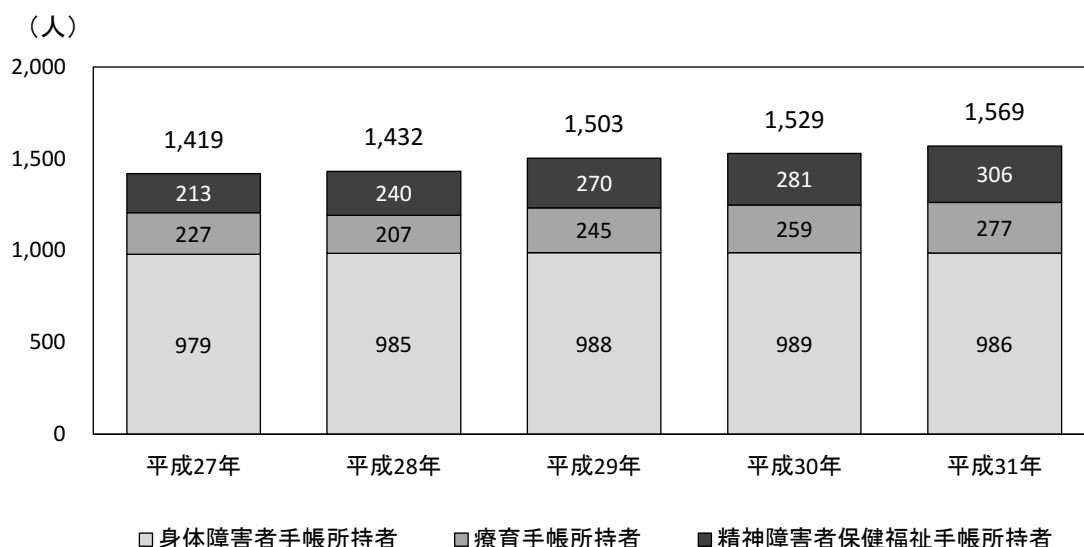


(2) 障がい者の状況

①手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、平成 27 から平成 31 年にかけてやや増加傾向で推移しており、平成 31 年の総数は 1,569 人となっています。障害者手帳種類別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者が平成 27 から平成 31 年にかけて 93 人と大きく増加しています。構成比でみると、身体障害者手帳が減少している一方、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の割合が増加しています。

障害者手帳所持者数の推移

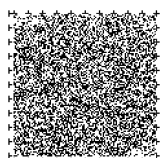


資料：宮代町福祉課統計（4月1日時点）

障害者手帳所持者数及び構成比

	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
身体障害者手帳	人数(人)	979	985	988	989	986
	構成比(%)	69.0	68.8	65.7	64.7	62.8
療育手帳	人数(人)	227	207	245	259	277
	構成比(%)	16.0	14.5	16.3	16.9	17.7
精神障害者保健福祉手帳	人数(人)	213	240	270	281	306
	構成比(%)	15.0	16.8	18.0	18.4	19.5
総計	人数(人)	1,419	1,432	1,503	1,529	1,569
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：宮代町福祉課統計（4月1日時点）

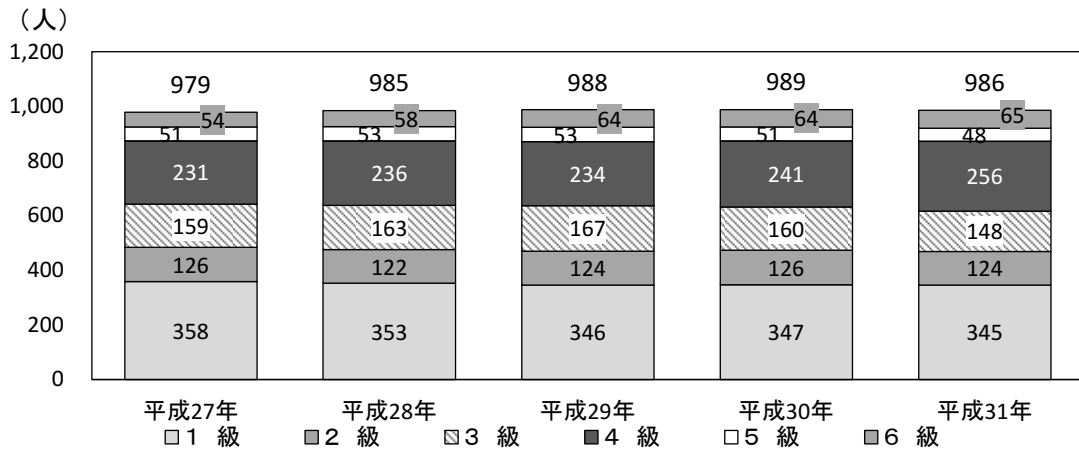


②身体障害者手帳所持者の状況

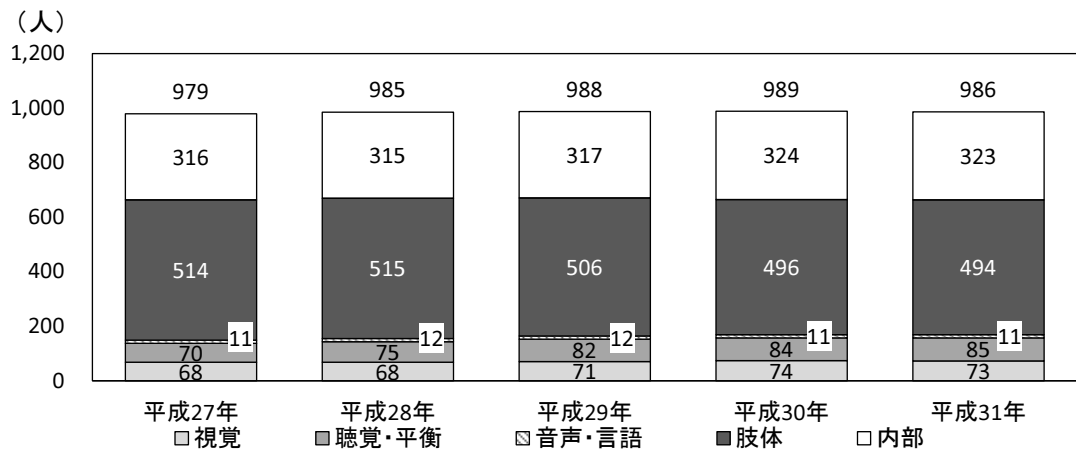
身体障害者手帳所持者数の等級別の状況をみると、「1級」が最も多く平成31年で345人となっています。また、平成27年から平成31年にかけて「4級」がやや増加傾向にあります。

障害種類別の状況をみると、「肢体」が最も多く平成31年で494人となっています。また、平成27年から平成31年にかけて「視覚」「聴覚・平衡」「内部」がやや増加傾向にあります。

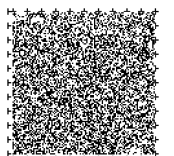
身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種類別）



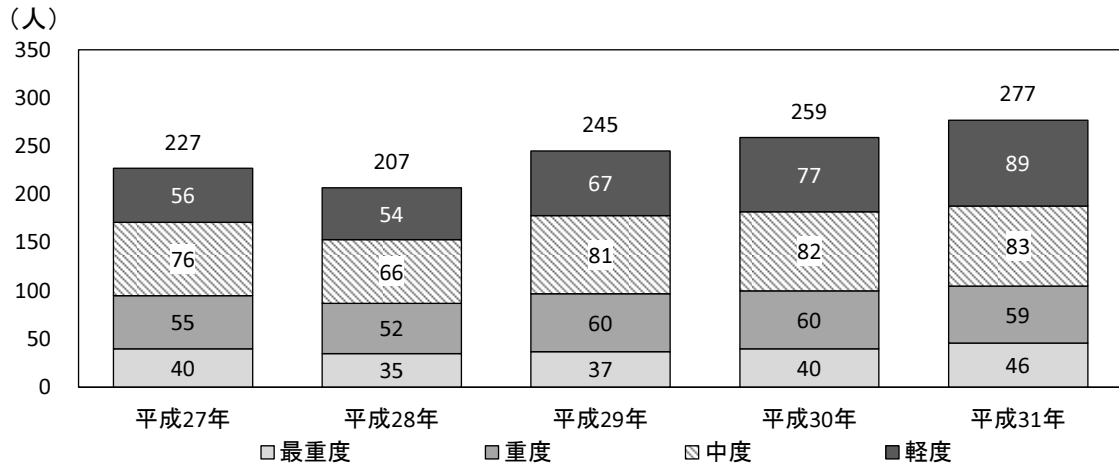
資料：宮代町福祉課統計（4月1日時点）



③療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数の等級別の状況をみると、平成27年では「中度」が最も多く76人でしたが、平成31年では「軽度」が最も多く89人となっています。

療育手帳所持者数の推移（等級別）

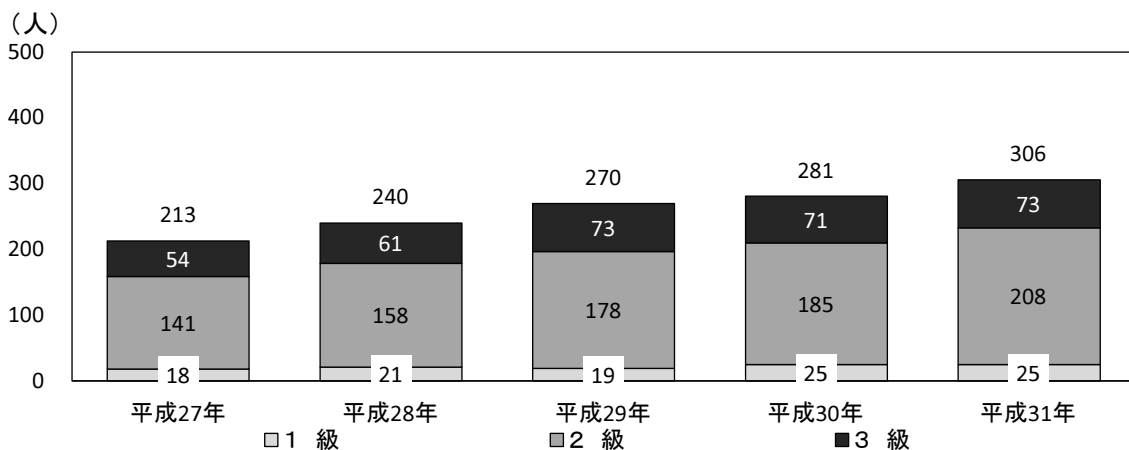


資料：宮代町福祉課統計（4月1日時点）

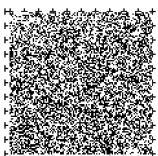
④精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の状況をみると、平成27年から平成31年にかけて「2級」で60人程度、「3級」で20人程度それぞれ増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



資料：宮代町福祉課統計（4月1日時点）



⑤自立支援医療（精神通院）利用者の状況

自立支援医療（精神通院）利用者数の推移についてみると、平成27年から平成31年にかけて111人増加しており、平成31年で517人となっています。

自立支援医療（精神通院）利用の推移（疾病別）

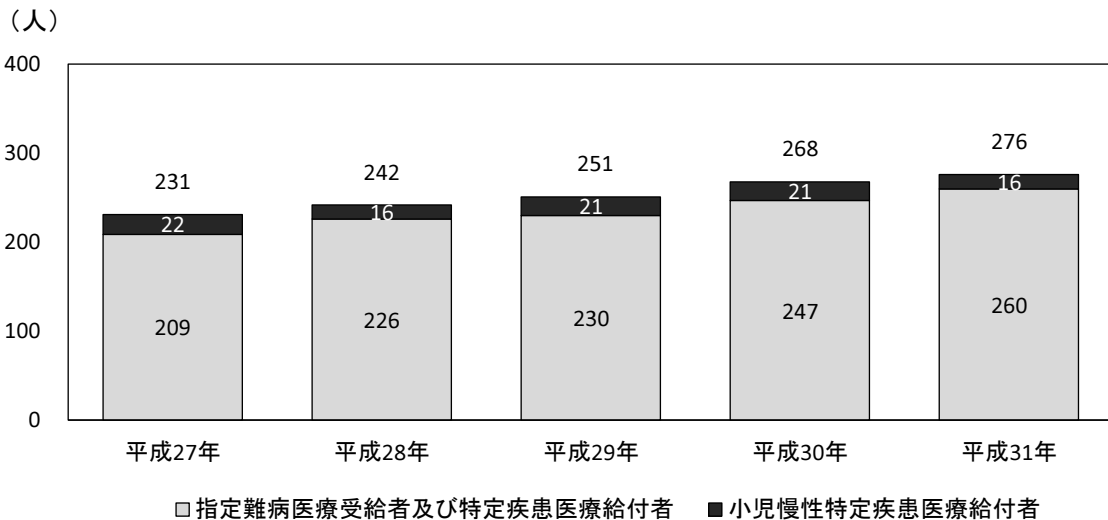
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
病状性を含む器質性精神障がい	19	20	20	11	22
精神作用物質使用による精神及び行動の障がい	7	6	5	1	5
統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい	165	170	137	58	107
気分障がい	152	170	162	87	120
神経症性障がい、ストレス関連障がい及び身体表現性障がい	16	22	25	20	23
生理的障がい及び身体的要因に関連した行動症候群	1	1	1	0	1
成人の人格及び行動の障がい	2	2	1	3	0
精神遅滞	4	3	3	2	1
心理的発達障がい	13	13	15	12	13
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障がい及び特定不能の精神障がい	2	7	7	3	4
その他の精神障がい	21	0	0	0	1
てんかん	0	27	29	19	24
分類不能	4	3	75	278	196
計	406	444	480	494	517

資料：宮代町福祉課統計（4月1日時点）

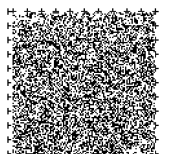
⑥難病患者等の状況

難病患者数の状況を見ると、平成27年から平成31年にかけて45人増加しており、平成31年で276人となっています。

指定難病・小児慢性特定疾病数の推移

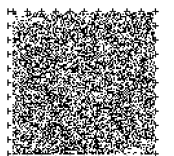


資料：宮代町福祉課統計（4月1日時点）



第2章

宮代町障がい福祉計画
及び障がい児福祉計画



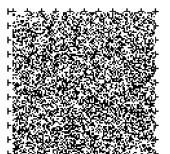
1. 目標値の設定と計画の体系

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の考え方	
令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行する。	
令和5年度末時点での施設入所者を令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減する。	
宮代町の考え方	
国の考え方である6%以上の地域生活への移行を踏まえ、令和元年度末時点の施設入所者数から7.1%を地域生活へ移行することを基本として、地域生活移行者数を3人と設定します。	

■福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する指標

項目		数値
令和元年度末の施設入所者数		42人
令和5年度 目標値	地域生活移行者数	3人

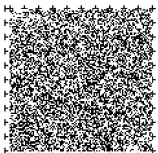


(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の考え方	
令和5年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置	
宮代町の考え方	
保健、医療、福祉関係者との連携を図り、引き続き協議の場を設置します。	

■保健・医療・福祉関係者による協議の場に関する指標

項目		数値
令和元年度末の開催状況		5回
令和5年度 目標値	協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	5回

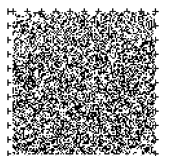


(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

国の考え方
地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
宮代町の考え方
広域での整備も認められていることから、同様に広域で設置している地域自立支援協議会の構成5市町（蓮田市、幸手市、白岡市、杉戸町及び宮代町）（以下「広域5市町」という。）と連携し、引き続き設置を行うとともに、運用状況の検証を行います。

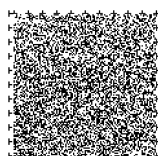
■地域生活支援拠点等の機能充実に関する指標

項目		数値
令和元年度末の整備状況		0か所
令和5年度 目標値	地域生活支援拠点等の整備数	1か所
	運用状況の検証	年1回



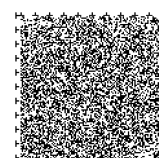
(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の考え方
令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。
就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の 1.30 倍以上、概ね 1.26 倍以上及び概ね 1.23 倍以上を目指すこととする。
令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取り組みの推進及び高齢障がい者に対する就労継続支援 B 型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい旨を記載する。
宮代町の考え方
国の考え方を踏まえながら、これまでの実績を鑑み、就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者を5人と設定し、そのうち就労定着支援事業利用者数を 80%にあたる4人と設定します。また、就労定着支援事業所の利用開始から1年経過した就労者の就労定着率が8割以上の事業所の割合を 100%として設定します。



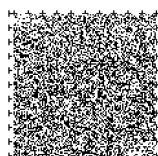
■福祉施設から一般就労への移行等に関する指標

項目		数値
令和元年度末の一般就労移行者数		7人
令和元年度末の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数		2人
就労継続支援A型事業の一般就労移行者数		0人
就労継続支援B型事業の一般就労移行者数		0人
令和5年度 目標値	令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	5人
	うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	3人
	うち就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	1人
	うち就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	1人
	一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	80%
	就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の就労定着支援事業利用者数	4人
	就労定着支援事業所の利用開始から1年経過した就労者の就労定着率が8割以上の事業所の割合	100%



(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

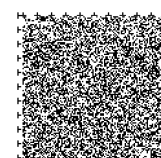
国の考え方
令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
宮代町の考え方
児童発達支援センターの設置については、広域での整備も認められていることから、地域自立支援協議会の広域5市町と連携し、2カ所設置しています。 保育所等訪問支援の利用については、近隣市に保育所等訪問支援事業所が設置されていることから、利用促進を図ります。 また、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置、コーディネーターの配置についても、地域自立支援協議会の広域5市町と連携し設置しています。



■障がい児支援の提供体制の整備に関する指標

項目		数値
令和元年度末時点の児童発達支援センター設置数		2か所
令和元年度末時点の保育所等訪問支援体制の構築		実施
令和元年度末時点の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数		2か所
令和元年度末時点の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数		有
令和元年度末時点の医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置		有
令和5年度 目標値	児童発達支援センター設置数	2か所
	保育所等訪問支援体制の構築	実施
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	2か所
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	2か所
	医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場	有
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有

区分	年度	第6期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育園 (人/月)		5	5	5
放課後児童健全育成事業 (人/月)		11	11	11
幼稚園 (人/月)		4	4	4



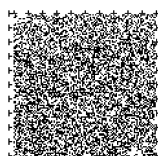
(6) 相談支援体制の充実・強化等（新規）

国の考え方
令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
宮代町の考え方
専門的な相談支援の実施・地域の相談支援体制については、広域での整備も認められていることから、地域自立支援協議会の広域5市町と連携し、設置しています。

■相談支援体制の充実・強化等に関する指標

項目		数値
令和5年度 目標値	専門的な相談支援の実施・地域の相談支援体制を実施する体制の確保	有

区分	年度	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施（有無）		有	有	有
相談支援事業者に対する指導・助言件数（件）		28	28	28
人材育成の支援件数（件）		14	14	14
連携強化の取り組みの実施回数（回）		12	12	12



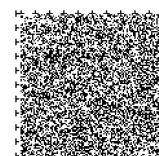
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築（新規）

国の考え方
令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築することを基本とする。
宮代町の考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるため、利用状況を把握・検証する体制を構築します。

■障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築に関する指標

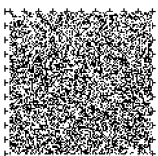
項目		数値
令和5年度 目標値	障がい福祉サービス等の利用状況の 把握・検証	有

区分	年度	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する研修への参加人数（人）		延べ10	延べ10	延べ10
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制（有無）		無	無	無
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数（回）		0	0	0

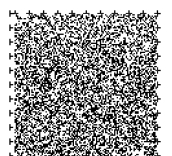


2. 計画の体系

障害福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護
		重度訪問介護
		同行援護
		行動援護
		重度障害者等包括支援
	日中活動系サービス	生活介護
		自立訓練（機能・生活訓練）
		就労移行支援
		就労継続支援（A・B型）
		就労定着支援
		療養介護
		短期入所（福祉・医療型）
	居住系サービス	自立生活援助
		共同生活援助
		施設入所支援
指定相談支援	計画相談支援	
	地域移行支援	
	地域定着支援	
障害児福祉サービス	障害児通所支援	児童発達支援
		医療型児童発達支援
		放課後等デイサービス
		保育所等訪問支援
		居宅訪問型児童発達支援
	障害児入所支援	福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援
	障害児相談支援	障害児相談支援
		医療的ケア児に対する関連分野



地域生活支援事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業
		自発的活動支援事業
		相談支援事業
		成年後見制度利用支援事業
		成年後見制度法人後見支援事業
		意思疎通支援事業
		日常生活用具給付等事業
		手話奉仕員養成研修事業
		移動支援事業
		地域活動支援センター事業
		発達障害児及び家族等支援事業
		任意事業
	就職支度金支給事業	
	知的障害者職親委託事業	
	日中一時支援事業	
	紙おむつ支給事業	
	社会参加促進事業（レクリエーション活動等支援）	
	社会参加促進事業（芸術文化活動振興）	
	社会参加促進事業（点字・声の広報等発行）	
	自動車運転免許取得費用・自動車改造費用の助成	
保育所等への巡回相談		



3. 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは第5期中の利用時間数が減少傾向となっているものの、第6期では利用者、利用時間ともに微増を見込んでいます。

①居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用時間数 （時間/月）		548	537	528	547	566	586
		566	592	619			
利用者数 （人/月）		32	30	27	27	28	29
		32	34	36			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。

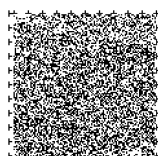
(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、就労継続支援A・B型や就労移行支援など、第5期中にサービス量が伸びているものもあり、第6期のサービス量は増加を見込んでいるものが多くなっています。第5期で横ばいや減少傾向にあったサービスに関しては、横ばいの見込みとなっています。

①生活介護

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数 （人/月）		73	75	72	72	73	74
		73	75	77			
サービス量 （人日分）		1,481	1,538	1,452	1,476	1,497	1,517
		1,460	1,500	1,540			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。



②自立訓練（機能訓練）

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数 （人/月）		2	1	1	1	1	1
		2	2	2			
サービス量 （人日分）		27	12	21	21	21	21
		44	44	44			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。

③自立訓練（生活訓練）

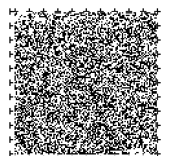
区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数 （人/月）		11	11	13	14	15	16
		11	11	11			
サービス量 （人日分）		201	196	222	256	274	292
		242	242	242			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。

④就労移行支援

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数 （人/月）		17	16	21	23	26	29
		19	21	23			
サービス量 （人日分）		285	263	373	409	462	515
		418	462	506			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。



⑤就労継続支援（A型）

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数 （人/月）		11	10	11	11	12	13
		13	15	17			
サービス量 （人日分）		187	192	211	211	230	250
		286	330	374			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。

⑥就労継続支援（B型）

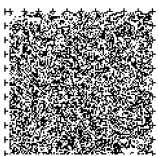
区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数 （人/月）		40	42	42	43	44	45
		44	46	48			
サービス量 （人日分）		729	782	789	808	827	845
		880	920	960			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。

⑦就労定着支援

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数 （人/月）		0	2	2	2	3	4
		6	7	8			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。



⑧療養介護

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数 （人/月）		4	5	5	5	6	7
		3	3	3			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。

⑨短期入所（福祉型）

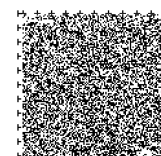
区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数 （人/月）		10	12	8	10	10	10
		10	11	12			
サービス量 （人日分）		133	179	157	196	196	196
		120	132	144			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。

⑩短期入所（医療型）

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数 （人/月）		0	0	0	0	0	0
		1	1	1			
サービス量 （人日分）		0	0	0	0	0	0
		5	5	5			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。



(3) 居住系サービス

居住系サービスについては、共同生活援助及び自立生活援助については第5期中のサービス量の実績から、第6期中は増加もしくは横ばいを見込んでいます。施設入所支援については、毎年度減少傾向にありますが、見込みについては横ばいを見込んでいます。

①共同生活援助

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数 （人/月）		22	22	23	24	26	28
		20	21	23			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。

②施設入所支援

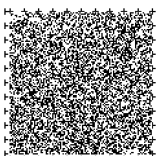
区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数 （人/月）		45	42	41	39	39	39
		43	43	43			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。

③自立生活援助

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数 （人/月）		1	1	1	1	1	1
		1	2	2			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。



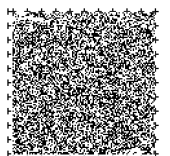
(4) 指定相談支援

指定相談支援については、第6期中の見込み量はほぼ横ばいを見込んでいます。

①計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
計画相談支援 （人/月）		33	40	29	27	28	29
		30	33	35			
地域移行支援 （人/月）		1	1	0	1	1	1
		2	2	2			
地域定着支援 （人/月）		3	3	3	3	3	3
		3	3	3			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。



4. 障害児福祉サービス

(1) 障害児通所支援

障害児通所支援等の見込み量については、第5期で利用のあった事業については、おおむね増加を見込んでいます。

① 児童発達支援

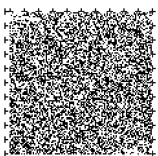
区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数 （人/月）		17	20	18	19	20	21
		15	15	15			
サービス量 （人日分）		153	184	190	201	211	222
		159	159	159			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。

② 医療型児童発達支援

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数 （人/月）		0	0	0	0	0	0
		0	0	0			
サービス量 （人日分）		0	0	0	0	0	0
		0	0	0			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。



③放課後等デイサービス

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数 （人/月）		34	36	39	42	45	48
		30	35	40			
サービス量 （人日分）		409	406	433	505	541	577
		327	381	436			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。

④保育所等訪問支援

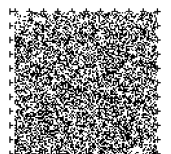
区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数 （人/月）		1	1	0	1	2	2
		1	1	2			
サービス量 （人日分）		1	1	0	1	2	2
		3	3	6			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。

⑤居宅訪問型児童発達支援

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数 （人/月）		0	0	0	0	0	0
		0	0	0			
サービス量 （人日分）		0	0	0	0	0	0
		0	0	0			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。



(2) 障害児入所支援

障害児入所支援等の見込み量については、福祉型児童入所支援及び医療型児童入所支援ではこれまでの実績がないことから、第6期計画では利用を見込んでいません。

①福祉型児童入所支援

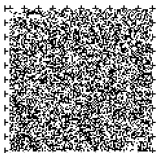
区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数 （人/月）		0	0	0	0	0	0
		0	0	0			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。

②医療型児童入所支援

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数 （人/月）		0	0	0	0	0	0
		0	0	0			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。



(3) 障害児相談支援

障害児相談支援の見込み量については、障害児相談支援が第5期で増加傾向であったため、引き続き増加を見込んでいます。また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、横ばいを見込んでいます。

①障害児相談支援

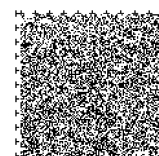
区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数 (人/月)		12	14	18	22	27	33
		11	12	14			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。

②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
配置人数 (人/年)		4	4	4	4	4	4
		検討	検討	1			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。



5. 地域生活支援事業

(1) 必須事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた事業を市町村が実施するものです。

事業実施が必須とされている事業のほか、市町村の判断により任意に必要な事業を実施することができます。

①理解促進研修・啓発事業

障がいや、障がいのある人の理解を深めるため啓発資料の配布や研修、イベントを行います。

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
理解促進研修・ 啓発事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実施	実施	実施			

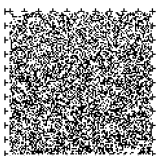
※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。

②自発的活動支援事業

障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
自発的活動支援事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実施	実施	実施			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。



③相談支援事業

障がいのある人やご家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行います。相談支援事業は、広域5市町の広域事業として実施します。

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
相談支援事業所 （委託か所）		3	3	3	3	3	3
		3	3	3			
基幹相談支援 センター		1	1	1	1	1	1
		実施	実施	実施			
基幹相談支援 センター等 機能強化事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等 支援事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施

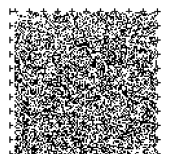
※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。

④成年後見制度利用支援事業

障がいのある人の権利擁護のために、成年後見制度を利用することが有効である知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の町長による成年後見審判の申立てを行うほか、成年後見人等への報酬に対する費用助成を行います。

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用件数 （件/年）		0	1	0	1	1	1
		1	1	1			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。



⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に向けた体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
成年後見制度 法人後見支援事業		0	0	0	検討	検討	検討
		検討	検討	検討			

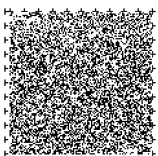
※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能等意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
手話通訳者 派遣事業 (人/年)		7	2	0	2	2	2
		18	23	23			
要約筆記者 派遣事業 (人/年)		1	1	0	1	1	1
		2	2	2			
手話通訳者 設置事業 (か所)		0	0	0	0	0	0
		0	0	0			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。



⑦日常生活用具給付等事業

在宅の障がいのある人等に対し、日常生活用具の購入及び住宅改修に要した費用の給付を行います。

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
介護訓練支援用具（件/年）		0	0	0	1	1	1
		2	2	2			
自立生活支援用具（件/年）		5	4	6	7	8	9
		5	5	5			
在宅療養等支援用具（件/年）		3	0	1	2	2	2
		2	2	2			
情報・意思疎通支援用具（件/年）		6	6	2	6	6	6
		4	4	4			
排泄管理支援用具（件/年）		485	592	288	351	399	436
		504	528	540			
居宅生活動作補助用具（件/年）		4	8	1	4	4	4
		2	2	2			

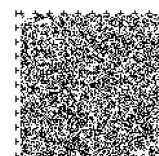
※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。

⑧手話奉仕員養成研修事業

日常会話を行うのに必要な手話を習得するための研修を実施します。

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
手話奉仕員養成研修事業（人/年）		15	13	17	15	15	15
		10	0	10			

※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。



⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等に、外出のための支援を行います。

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数 （人/月）		13	14	9	14	18	20
		23	24	25			
サービス量 （時間/月）		168	188	115	210	236	264
		230	240	250			

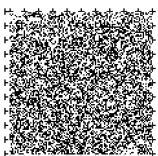
※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。

⑩地域活動支援センター事業

障がいのある人等が通所し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの充実に努めます。

区分	年度	実績（令和2年度は見込み）			第6期見込み		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数 （人/月）		17	20	17	17	17	17
		20	20	22			
宮代町内事業 所数（か所）		1	1	1	1	1	1
		1	1	1			
宮代町外事業 所数（か所）		3	3	2	2	2	2
		4	4	4			

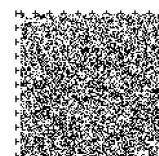
※実績欄のうち上段は実績、下段は見込量を表す。



①発達障害児及び家族等支援事業（新規）

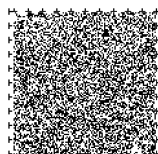
発達障害児者及び家族支援事業として、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施を検討します。また、自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験した親が、ペアレントメンターとして活動できる環境づくりに向けて、情報収集や活動の支援など関係機関と連携するほか、障がいのある人同士が対等に支え合うことを目指したピアサポートの活動へ参加しやすくなるよう、環境整備に努めます。

区分	年度	第6期見込み		
		令和3	令和4	令和5
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（人/月）		0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数（人/年）		0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数（人/月）		0人	0人	1人



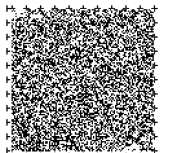
(2) 任意事業

事業名	今後3年間の方針	第5期障がい者基本計画の位置づけ
在宅重度障害者等訪問入浴サービス事業	継続	76 ページ
就職支度金支給事業	継続	120 ページ
知的障害者職親委託事業	継続	120 ページ
日中一時支援事業	継続	75 ページ
紙おむつ支給事業	継続	77 ページ
社会参加促進事業（レクリエーション活動等支援）	継続	80 ページ
社会参加促進事業（芸術文化活動振興）	継続	80 ページ
社会参加促進事業（点字・声の広報等発行）	継続	81 ページ
自動車運転免許取得費用・自動車改造費用の助成	継続	81 ページ
保育所等への巡回相談	充実	104 ページ



第3章

資料編



1. 例規

(1) みやしろ健康福祉事業運営委員会条例

第1条 介護、健康及び福祉（以下「福祉等」という。）に関する施策を町民の意見を十分に反映しながら適正かつ円滑に実施するため、みやしろ健康福祉事業運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定による介護保険事業計画、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定による高齢者福祉計画、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項の規定による障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定による障害福祉計画を統合する計画（以下「みやしろ健康福祉プラン」という。）の策定又は変更に関する審議

(2) みやしろ健康福祉プランに基づく事業運営の監視及び評価

(3) その他福祉等に関する重要事項の審議

（組織）

第3条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから町長が任命する者をもって組織する。

(1) 福祉等に関し識見を有する者

(2) 公募による町民

(3) 関係行政機関に属する者

(4) その他町長が特に必要と認めたる者

（定数）

第4条 委員の定数は、35人以内とする。

（任期）

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

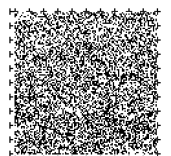
2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。



(高齢者福祉部会及び障害者福祉部会)

第8条 第2条に規定する事項の専門的な検討を行うため、委員会に、委員のうちから委員長が指名する者をもって構成する高齢者福祉部会及び障害者福祉部会を置く。

2 高齢者福祉部会及び障害者福祉部会に部会長を置き、当該部会を構成する委員の互選によりこれを定める。

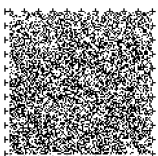
3 委員は、高齢者福祉部会及び障害者福祉部会の委員を兼ねることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉課及び健康介護課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。



(2) みやしろ健康福祉プラン策定委員会設置規程

(設置)

第1条 この訓令は、宮代町の障害者施策、高齢者保健福祉施策及び介護保険事業を円滑かつ計画的に推進することを目的とするみやしろ健康福祉プラン（以下「計画」という。）の策定に関し、必要な調査・検討を行うため、みやしろ健康福祉プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基礎資料の収集及び町民意向の把握に関すること。
- (2) 現行計画の進行管理並びに事業計画との整合及び調整に関すること。
- (3) 計画策定についての調査研究に関すること。
- (4) 各種施策の評価及び立案に関すること。
- (5) 計画素案の作成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか計画の策定に関し必要となる事務。

2 委員会は、計画策定にあたり、関連する他の委員会及び懇話会等と連携を図り、計画内容その他必要事項の整合性に努めなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、宮代町課設置条例（平成6年宮代町条例第8号）第1条に掲げる課の長、議事事務局長、教育推進課長及び会計管理者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、福祉課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、健康介護課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めるときは、副委員長が招集することができる。

- 2 会議を招集した委員長又は副委員長は、会議の議長となる。

(作業部会)

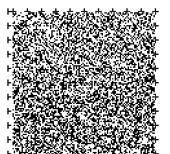
第6条 委員会の補助機関として、みやしろ健康福祉プラン策定委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

- 2 作業部会は、委員会の指導及び助言の下に計画策定に必要な準備作業を行う。
- 3 作業部会は、委員長が指名する者をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第7条 作業部会に、部会長及び副部会長2人を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。



(作業部会の招集)

第8条 作業部会は、必要に応じ、部会長が招集する。

(委員以外の者からの意見聴取)

第9条 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その者から意見等を求めることができる。

(副町長等の出席)

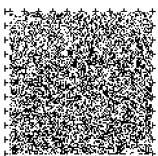
第10条 副町長及び教育長は、必要に応じ委員会に出席し、計画の策定に関し、指導及び助言等を行う。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、福祉課及び健康介護課において処理する。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

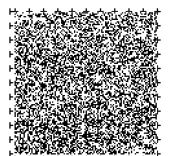


2. 委員名簿

(1) みやしろ健康福祉事業運営委員会委員

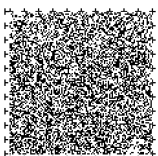
(敬称略)

区分	分野	団体名等	氏名	部会
福祉に関し 識見を有す る者	第1号	宮代町民生委員・児童委員協議会	根岸 博美	障害者福祉部会
	第1号	宮代町手をつなぐ親の会	石井 壮史	
	第1号	宮代町身体障害者福祉会	関根 佐智子	
	第1号	精神障害者家族会 親和会 宮代支部	小林 瀏	
	第1号	宮代町社会福祉協議会	松尾 敏明	高齢者福祉部会
	第1号	特定非営利活動法人きらりびとみやしろ	島村 孝一	
	第1号	特別養護老人ホームみどりの森	並木 恭之	
	第1号	公設宮代福祉医療センター六花	長澤 清行	
	第1号	有料老人ホームグランビューさくらそう	今西 和市	
	第1号	特別養護老人ホームひだまりの郷	斉藤 博之	
	第1号	特別養護老人ホームもみの木	久保 貴義	
	第1号	株式会社わたぼうし	伊達 千代子	
	第1号	介護老人保健施設はーとぴあ	新田 友子	
	第1号	小規模多機能ホームケアタウン宮代	伊東 博幸	
	第1号	宮代町人権擁護委員	田口 孝雄	障害者福祉部会
	第1号	身体障害者相談員	高橋 久美子	
	第1号	知的障害者相談員	遠田 政宣	
	第1号	埼玉北障害者生活支援センターたいよう	山路 久彦	
	第1号	埼玉北障害者生活支援センターひらの	杉村 健	
その他町長 が特に必要 と認めた者	第4号	宮代町医師会	鈴木 仁志	高齢者福祉部会
	第4号	宮代町歯科医師会	村元 清信	
	第4号	宮代町薬剤師会	伊藤 大助	
関係行政機 関に属する 者	第3号	埼玉県越谷児童相談所	山田 紀子	障害者福祉部会
	第3号	春日部公共職業安定所	畑 武志	
	第3号	埼玉県立春日部特別支援学校	大竹 聡	
	第3号	埼玉県立宮代特別支援学校	嶋津 大翔	
公募による 市民	第2号	公募による市民	式田 貴美子	障害者福祉部会
	第2号	公募による市民	吉野 操子	高齢者福祉部会
	第2号	公募による市民	平島 はつみ	障害者福祉部会
	第2号	公募による市民	岡村 由紀江	



3. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定経過

年月日	会議等	内容等
令和2年6月 (書面開催)	第1回 みやしろ健康福祉事業 運営委員会障害者福祉部会	(1) 令和元年度みやしろ健康福祉プ ラン最終評価について (2) 令和2年度みやしろ健康福祉プ ラン目標設定について
12月7日	第2回 みやしろ健康福祉事業 運営委員会障害者福祉部会	(1) 令和2年度みやしろ健康福祉プ ラン中間評価について (2) 第6期障がい福祉計画、第2期 障がい児福祉計画について
令和2年12月2 5日から令和3年 1月15日まで	パブリックコメント	
令和3年2月15 日	みやしろ健康福祉プラン策定委 員会	(1) みやしろ健康福祉プランー障が い者編一の計画案及びパブリッ クコメントの結果について



みやしろ健康福祉プラン

—障がい者編—

第6期宮代町障がい福祉計画・第2期宮代町障がい児福祉計画

発行日：令和3年3月

発行：宮代町

〒345-8504

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1-4-1

TEL 0480-34-1111（代）

FAX 0480-34-3396

URL <http://www.town.miyashiro.lg.jp>

企画・編集：宮代町福祉課 障がい者福祉担当

